

諮問番号：諮問第237号

答申番号：答申第237号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

福岡県宗像児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（昭和49年2月1日施行。以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

処分庁から「令和5年3月17日付け障害の程度の処分はC級に決定しましたので、別添のとおり手帳を交付します。」との通知があったが、しかし、学校での進捗は通常の学級に通うほど改善されておらず、依然として知的障害の学級に通う必要があるため、福岡県宗像児童相談所で受けた試験の結果は実際の状態と異なるので、本件処分は認めることができないので、審査をお願いします。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求に係る療育手帳（以下「手帳」という。）の再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成30年3月9日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成30年3月9日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、本件児童の再判定（交付後の障がい程度の確認。以下「本件再判定」という。）を行い、本件処分により本件児童の障がいの程度をCとしたことに違法又は不当な点はないかということにある。

- 1 障がいの程度の判定基準については、交付要綱の別紙（以下「要綱別紙」という。）で定められており、判定の手法等については、実施要領及び申合せで定められている。これらは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理と目すべきところは見当たらない。
- 2 本件再判定に当たっては、福岡県宗像児童相談所の心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査V」を実施したところ、知能指数が90であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査V実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査V採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。
- 3 本件における障がいの程度の判定基準については、要綱別紙のとおりとされており、重度「A」とされるためには、18歳未満の者については、「重度障害児支援加算費について」の別紙「重度障害児支援加算費実施要綱」の2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもものと認められる必要がある。

本件児童の知能指数は90とされており、重度障害児支援加算費実施要綱の2の(1)で定められた「おおむね35以下」を大きく超えていることから、本件児童の障がいの程度は、重度「A」に該当するものとは認められない。

また、その他「B」は、知能指数が概ね75以下であることが要件とされており、概ね75とは、IQ80以下とし、検査の結果や生育状況、現在の適応状況等を総合的に判断して決定するとされているところ（実施要領）、本件児童の知能指数は90とされていることから、その他「B」に該当するものとも認められない。

したがって、本件児童の障がいの程度は、重度「A」、その他「B」のいずれにも該

当しないため、非該当「C」と認められる。

4 以上のとおり、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が、交付済みの手帳の判定記録欄に本件再判定の結果であるCを記入して返付した本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年12月6日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年1月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

知的障害者福祉法（昭和53年法律第37号）は、知的障害者の認定手続の創設を行政機関に委ねたものと解すべきであり、要綱に基づく療育手帳制度は、同法が予定している知的障害者の認定制度であるというべきである。そうすると、障害の程度に係る認定を含め、交付要綱第9条の規定に基づく療育手帳の書換えは、直接新たに国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められた行政処分であると解するのが相当である（東京高裁平成13年6月26日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

障がいの程度の判定基準は要綱別紙において定められており、判定の手法等は実施要領及び申合せにおいて定められているところ、これらは、次官通知及び局長通知を踏まえて定められたものであり、その内容に不合理と目すべきところは見当たらない。

また、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものであり、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や不合理と

目すべきところは見当たらない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩